

監査結果公表第 18 - 6 号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 18 年 6 月 7 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

- 1 財政援助団体等監査
財団法人 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター
八尾モール株式会社
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 072 - 924 - 3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村晃義様
八尾市議会議長 林洋雄様

八尾市監査委員	西浦昭夫
同	北山諒一
同	大松桂右
同	田中裕子

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成18年3月1日から平成18年5月29日まで

2 監査の対象団体

財団法人 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター
八尾モール株式会社

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成16年度及び平成17年度上半期の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

八尾市からの補助金、出捐金及び出資金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

出納及び出納に関連する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討及び改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員について平成18年5月17日付けで異動があり、今回の監査の執行についてそれ以前は三宅 博、田中久夫両氏が、それ以後は大松桂右、田中裕子両名が監査を執行したことを申し添える。

【財団法人 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター】

1 財団運営について

財団は平成元年の設立以来、大企業と中小企業の福利厚生制度の格差是正に向けて種々の事業メニューに取り組まれてきたが、市内中小企業従業者数に対し加入率が非常に低く、会員実数は伸び悩みの状況にある。

中小企業を取り巻く社会経済情勢は厳しいものがあるが、財団運営の安定化、自立化に向けて積極的に新規会員の拡大に取り組まれない。

会員数の推移

(単位：人)

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
目標値	1,506	1,618	1,686	1,738
実績	1,500	1,570	1,496	

(目標値は「第3期(財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター自立化計画」より)

2 伺書について

- (1) 個人情報を含む伺書については、財団の情報公開規程に基づき、適正に処理されたい。
- (2) 委託契約の伺書で単価のみが記載され、合計予定金額の記載がないものが見受けられたので、改められたい。
- (3) 決裁日の記載がないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

【八尾モール株式会社】

定款は整備されており、決算諸表等は、おおむね法令等に準拠して作成されていた。

また、事業成績及び財政状況は良好で、第31期(平成16年10月1日～平成17年9月30日)の繰越利益は約3億3千万円となっている。

なお、関係帳票の記帳、整備は適切で、領収書等の証拠書類の整備、保存も適切であった。